附則第二十一条第一項の表以外の部分中「、第八十七条、第八十七条ノ二」を削り、同項の表第五十条第二項第二号の項下欄及び第五十六条ノ二の項下欄中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同表第六十一条から第六十三条まで、第六十五条第一項、第八十二条ノ五第一項及び第八十二条ノ七第一項の項下欄中「船員保険ノ事務ヲ分掌スル地方社会保険事務局長又ハ社会保険事務所長」を「厚生労働大臣」に改め、第六十一条第二項第一号の項下欄、第六十八条ノ二第二項第二号の項下欄及び第六十八条ノ八第二項の項下欄中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同表第八十七条、第八十七条ノ二、第八十八条及び第百三条ノ二の項上欄中「第八十七条、第八十七条ノ二、第八十八条及び第百三条ノ二」を「第八十八条」に改め、同項下欄中「船員保険ノ事務ヲ分掌スル地方社会保険事務局長又ハ社会保険事務所長」を「厚生労働大臣」に改め、同項の次に次の一項を加える。

第百三条ノ二	社会保険庁長官又ハ都道府県知事	厚生労働大臣

第二十二条　国民年金基金規則（平成二年厚生省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第一条」を「法第十四条」に改める。

第五十条中「社会保険庁長官」を「日本年金機構」に改める。

第六十一条第二項中「国民年金法施行規則」を「国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）」に改める。

第六十三条第二項の表中「社会保険庁長官」を「日本年金機構」に改める。

（社会保険労務士法に係る聴聞等手続規則の一部改正）

第二十三条　社会保険労務士法に係る聴聞等手続規則（平成六年厚生労働省令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「地方社会保険事務局長」を「地方厚生局長又は地方厚生支局長」に改める。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第二十四条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条の三第一項第三号中「国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第一条」を「国民年金法第十四条」に改める。

第十四条第一項中「住所地（日本国内に住所がないときは、日本国内における最後の住所地。以下同じ。）を管轄する地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長（以下「社会保険事務所長等」という。）を「日本年金機構（以下「機構」という。）」に改め、同項第四号中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第三項中「社会保険事務所長等」を「機構」に改める。

第十五条第一項中「申出者の住所地を管轄する社会保険事務所長等」を「機構」に改める。

第十五条の二第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第十六条第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第三項を削る。

第十七条第一項中「改正前の国民年金法施行規則」を「改正前の国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）」に、「社会保険事務所長等」を「機構」に改める。

第十八条の八中「社会保険庁」を「機構」に改める。

（国民年金法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二十五条　国民年金法施行規則等の一部を改正する省令（平成八年厚生省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「新国民年金法施行規則第一条」を「国民年金法第十四条」に改める。

（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の一部改正）

第二十六条　厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成九年厚生省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則（附則第八十八条を除く。）中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

附則第十七条第一号中「国民年金法施行規則第一条」を「国民年金法第十四条」に改める。

附則第二十六条第一項中「（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）」を「又は第四項」に改め、同項第五号中「又は船員保険法第三十三条の四第一項」を削る。

附則第七十八条を次のように改める。

第七十八条　削除

附則第八十八条第二項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

（介護保険法施行規則の一部改正）

第二十七条　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第百四十五条第二項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第百五十三条及び第百七十七条中「第百三十七条第七項」を「第百三十七条第六項」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律附則第二項の規定による還付の請求手続に関する省令の一部改正）

第二十八条　国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律附則第二項の規定による還付の請求手続に関する省令（平成十一年厚生省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一項中「社会保険庁長官の指定する当該職員」を「厚生労働大臣」に改め、同項第三号中「イからハまで」を「イ及びロ」に改め、同号ハを削る。

第四項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同項の次に次の一項を加える。

5　第一項の規定による厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。

（厚生労働省聴聞手続規則の一部改正）

第二十九条　厚生労働省聴聞手続規則（平成十二年厚生省・労働省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、公共職業安定所長」を「又は公共職業安定所長」に改め、「、社会保険庁長官、地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長」を削る。

（厚生労働大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部改正）

第三十条　厚生労働大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成十二年厚生省・労働省令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「労働省」を「厚生労働省」に改め、「し、地方社会保険事務局の所掌事務に関連する事項をその目的とし、かつ、その受益の範囲が一の地方社会保険事務局の管轄区域内に限られる信託にあっては当該地方社会保険事務局の長と」を削る。

（不動産登記の嘱託職員を指定する省令の一部改正）

第三十一条　不動産登記の嘱託職員を指定する省令（平成十二年厚生省・労働省令第五号）の一部を次のように改正する。

「雇用均等・児童家庭局長」を「雇用均等・児童家庭局長　年金局長」に改め、「社会保険庁長官」及び「地方社会保険事務局長」を削る。

（厚生労働省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令の一部改正）

第三十二条　厚生労働省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（平成十二年厚生省・労働省令第八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表雇用均等・児童家庭局長の項の次に次のように加える。

年金局長	所掌事務のうち、年金特別会計（児童手当勘定を除く。）に属する物品に係るもの（他の部局長の所掌事務を除く。）